

教員の懲戒処分について

1. 概要

令和6年（2024年）6月に、本学に在籍していた卒業生（以下「被害卒業生」）より、本学在籍の60代教員（以下「加害教員」）に対して、セクシュアル・ハラスメント行為の訴えがありました。

このことを受け、本学ではハラスメントの調査を開始し、その結果、8月28日に、当時において加害教員によるハラスメント行為があったと認定しました。またこれと同時に、学外授業間の昼食時に飲酒行為におよぶなど誠実労働義務に反する非違行為も明らかになりました。その後、これら非違行為の認定に対する処分内容を精査し、12月13日付けで加害教員を「懲戒免職」として処分決定するに至っています。

なお、教員を処分するような事態になったことについて、本学の校務をつかさどる学長の責任は重大であり、現在、学長の処分を慎重に検討しております。

2. 処分対象者と処分内容

- 対象者：大月短期大学 60代教員
- 処分内容：懲戒免職
- 処分年月日：令和6年12月13日

3. 処分理由となった非違行為

(1) セクシュアル・ハラスメント行為

被害卒業生は、事案発生の在学当時、加害教員の専門ゼミに所属しており、学生とその指導教員の関係でありました。具体的には次のセクシュアル・ハラスメントの行為があったと認定しました。

- ① 在学中から卒業後約半年間にわたり、交際を迫るような発言を口頭およびLINEメッセージで繰り返し行った。
- ② 同LINEメッセージ等において、性的な内容および性的に被害卒業生を貶めるような発言を被害卒業生や第三者に繰り返し行った。
- ③ 3回にわたる被害卒業生との飲酒の席やその前後において、被害卒業生の意に反して頭部を撫でる、手を握る、腰に手を回すなどの接触行為を執拗に行った。

※ このことにより、被害卒業生は強いストレスを受けることとなり、それに起因すると推定される身体の不調を抱えたほか、対人不信に陥るなど、大きな心身上の問題を抱えるに至った。

(2) 誠実労働義務の違反行為と教授会への背信行為

- ① 2年生ゼミが午前の学外活動、1年生ゼミは午後の学外活動のなかで、昼食時に2年生女子学生と飲酒が行われた。酒気を帯びた状態で午後の授業を行っており、地方公務員としての誠実労働義務に違反している。
- ② 本学では在学学生との飲酒を禁じているが、被害卒業生と在学時に二人きりでの飲酒行為があった。また、教授会と加害教員とは、過去の事案から「大学外で異性学生とは二人きりにならない」ことを誓約していた。それにもかかわらず、それを複数回にわたって反故にする背信行為が繰り返されている。このことは、被害卒業生以外にも行われている事象が確認されている。

4. 今後の対策

(1) 教職員

- ① ハラスメント講習の徹底
- ② 半期ごとのハラスメントに関する授業アンケート提出（教員用のアンケート）
- ③ 教授会における定期的なハラスメント行為の監視
- ④ 本学独自のハラスメント罰則規程の制定

(2) 学生

- ① 半期ごとのガイダンスにおけるハラスメントの説明による学生の理解の促進
- ② ハラスメントに関する学生アンケートの実施
- ③ 学生相談窓口の複数化と多様化

5. 学長コメント

被害卒業生にはハラスメント行為による多大な精神的ダメージを与えてしまったことをお詫び申し上げます。また、処分が確定するまでかなりの時間と労力をおかけし、心身に多大な負担を強いたことも陳謝いたします。

さらに、在学生をはじめそのご家族、地域社会や市民の方々にも大変なるご迷惑とご不安をおかけしましたこと、お詫び申し上げます次第であります。

学内で「ハラスメントは許されざるものである」との意識を徹底するとともに、今後ハラスメントも含め、二度とこのような事態が生じないよう、教職員の意識改革や綱紀粛正を図ってまいります。